

令和 3 年10月 4 日

懲戒処分の公表について

国立大学法人大阪教育大学は、大学運営の透明性を確保するとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発を防止するため、下記のとおり懲戒処分を公表します。

記

1. 被処分者 附属学校教諭(30代)

2. 処分日 令和3年8月23日

3. 処分の種類 戒告

4. 事案の概要

被処分者は私用のスマートフォンに児童の個人情報等を含む写真を撮影し記録するとともに、私的に契約していたクラウドストレージに保存していたところ、令和3年5月、SMS(ショートメッセージサービス)を用いたフィッシング攻撃(スミッシング)を受け、クラウドストレージのアカウントが乗っ取られたことにより、第三者から閲覧可能な状態となった。

これらのことは、本学規程等に違反する行為であるとともに、本学の信用を著しく損なうものであり、国立大学法人大阪教育大学職員就業規則第46条並びに第47条第2号及び第6号に該当するものであることから、懲戒処分として戒告した。

(現時点では、個人情報等が悪用された事実は確認されておりません。)

本件の詳細につきましては、令和3年5月24日、下記で公表したとおりです。

「本学教員の私的アカウントへの不正アクセスと情報漏洩について」

(<https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/pressrelease/?itemid=7189&dispmid=3596>)

5. 学長コメント

このような事態が発生し、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

本学では、今回の事態を重く受け止め、教職員に対する情報セキュリティ教育の徹底を図り、再発防止と個人情報等の適切な取扱いに努めてまいります。

国立大学法人大阪教育大学長 栗林 澄夫

【問合せ・取材申込み先】

大阪教育大学広報室 石井, 中野

TEL:072-978-3211 FAX:072-978-3225 メール:kouhou@bur.osaka-kyoiku.ac.jp